

○「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定（平成27年1月）

令和7年9月29日
第6回調査研究協力者会議
参考資料

学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について、地方自治体が検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめ、地方自治体の主体的な取り組みを総合的に支援

＜統廃合する場合も、小規模校として存続する場合も支援の対象となり得ます＞

＜学校統合による魅力ある学校づくり＞

● 施設整備への補助

統合に伴う学校施設の新増築（負担割合：原則1/2）や、改修（算定割合：原則1/2）に対して補助

◆ 公立学校施設整備費

令和6年度補正予算額：2076億円の内数

令和7年度当初予算額：690億円の内数

令和8年度概算要求・要望額：2,066億円+事項要求の内数

● 教員定数の措置

統合前後の一定期間における指導・運営体制の構築を支援
義務教育学校を含む小中一貫教育への支援

◆ 義務教育費国庫負担金

令和7年度当初予算額 1兆6,210億円の内数

令和8年度概算要求・要望額 1兆6,504億円の内数
（学校統合支援のための定数措置の新設）

● スクールバス等購入費補助

◆ へき地児童生徒援助費等補助金

令和7年度当初予算額 21億円

令和8年度概算要求・要望額 22億円

うち、スクールバス等購入費

令和7年度当初予算額 6億円

令和8年度概算要求・要望額 8億円

● 学校魅力化フォーラム（統合による魅力ある学校づくりの先進事例の発信）

＜小規模校を存続させる場合の教育活動の充実＞

● 小規模校への教員定数の加配措置

◆ 義務教育費国庫負担金

令和7年度当初予算額 1兆6,210億円の内数（135人）

令和8年度概算要求・要望額 1兆6,504億円の内数（前年度同数）

● 学校魅力化フォーラム（統合困難な地域における教育環境の充実の先進事例の発信）

＜休校している学校の再開支援＞

● スクールバス等購入費補助【再掲】

● 施設の大規模改造・長寿命化改良への補助

◆ 公立学校施設整備費【再掲】

＜地域コミュニティの維持・強化等＞

● コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などを通じた学校を核とした地域力強化の推進

◆ 学校を核とした地域力強化プラン

令和7年度予算額 7,553百万円

令和8年度概算要求・要望額 8,373百万円

● 部活動の地域展開等

◆ 部活動の地域展開等の全国的な実施

令和7年度当初予算額 37億円

令和8年度概算要求・要望額 44億円+事項要求

● 体育・スポーツ施設整備

公共施設を相手方とする、社会体育施設の複合化・集約化に対して補助

◆ 学校施設環境改善交付金等

令和7年度予算額 32億円の内数

令和8年度概算要求・要望額 51億円の内数

● 廃校の有効活用の推進

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

令和8年度要求・要望額

2,066億円

+ 事項要求

(前年度予算額)

691億円)



文部科学省

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減**に向けて**計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

公立学校施設の整備

新しい時代の 学校施設

新時代の学びに対応した教育環境向上と 老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備



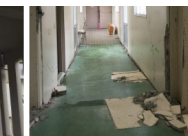
老朽化対策と一体で多様な学習活動に
対応できる多目的な空間を整備

他施設との複合化により学習環境
を多機能化しつつ、効率的に整備

国土強靱化

防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等



激甚化・頻発化する災害への対応
(能登半島地震における外壁・内壁落下)

避難所としての**防災機能強化**
(バリアフリートイレの整備)

脱炭素化

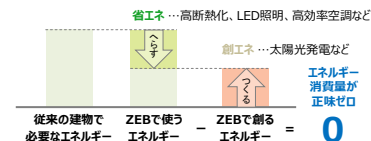
脱炭素化の推進

- 学校施設の ZEB※ 化
(高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等)
- 木材利用の促進(木造、内装木質化)

※Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建築物



柱や内装に木材を活用し、温かみ
のある学習環境や脱炭素化を実現



学校施設の**ZEB化**

改正事項

制度改正

- 大規模改造(特別防犯対策)事業の時限延長(令和10年度まで) 等

単価改定

- 標準仕様の見直しや物価変動の反映等による増: **対前年度比 +16.6%**
小中学校校舎(鉄筋コンクリート造の場合): R7:325,700円/㎡ ⇒ R8:379,700円/㎡

(担当: 大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた「新たな「定数改善計画」」の策定 (義務教育費国庫負担金)

令和8年度要求・要望額 1兆6,504億円
(前年度予算額 1兆6,210億円)



文部科学省

全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保する。そのため、約40年ぶりとなる公立中学校の学級編制標準の引下げにより、中学校35人学級を実現するとともに、小学校教科担任制の計画的推進、多様な教育課題等への対応のための体制整備を内容とした、令和10年までの「新たな「定数改善計画」」を策定する。また、学びの専門職である教師にふさわしい処遇を実現するため、給特法等の改正を踏まえた、教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

「新たな「定数改善計画」」9,214人【29,621人】

(【 】は令和8～10年度の改善総数(一部事項には令和7年度の既改善分を含む))

※下記事項のうち、★については義務標準法を改正することにより、児童生徒数等に基づいて算定される基礎定数による改善を図ることで、将来的な教職員定数の見通しがたち、各地方自治体の採用・教職員配置がより計画的に行われることが見込まれる。

○中学校における指導体制の充実(35人学級) 5,800人【17,400人】

★給特法等一部改正法附則第4条を踏まえ、
令和7年度で完成した小学校35人学級から切れ目なく実施。

○小学校教科担任制の計画的な推進 990人【3,960人】

・学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減を図るため、小学校4年生の教科担任制の拡大と、新規採用教師を支援 <令和7年度からの4年間の計画的な改善の2年目>

○いじめ・不登校対応等のための体制整備 1,897人【6,682人】

・中学校の生徒指導担当教師の配置充実<令和7年度からの4年間の計画的改善の2年目>
・小学校の生徒指導担当教師の配置充実<30学級以上の学校数×1/2→18学級以上の学校数×1/2>
★学びの多様化学校の体制整備のための定数措置の新設<設置学校数×2人>
★養護教諭の配置充実<3学級以上から定数算定→学校に1人、複数配置基準を小・中いずれも100人引下げ>

○多様な教育課題等に対応するための基礎定数の充実 527人【1,579人】

★夜間中学校の体制整備のための定数措置の新設<設置学校数×2人>
★学校統合支援のための定数措置の新設<統合後3年間、基礎定数で措置>
★大規模共同調理場への定数措置の改善<10,001食以上は現行の3人から+1人措置>
★地教行法に規定する共同学校事務室の機能強化<複数の事務室を統括する事務職員定数の新設>

『公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律』

附則

(政府の措置)

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等(給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。)の教職員(略)について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

三 公立の義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標準を改定すること。

第四条 政府は、公立の中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)の同学年の生徒で編制する学級に係る一学級の生徒の数の標準について、令和八年度から三十五人に引き下げるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

その他の既定改善分 等

・通級や日本語指導等のための基礎定数化の完成 +348人
・定年引上げに伴う特例定員 +3,345人

教師の処遇改善 +161億円

○主務教諭の創設(令和8年4月～)

学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設する。教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い処遇とする(月額6,000円程度)。

○教職調整額の改善 5% ⇒ 6%(令和9年1月～)

教職調整額の改善とあわせ、管理職(校長・教頭等)の本給も改善。

○部活動指導手当の見直し(令和8年4月～)

※これらの処遇改善のほか、給料の調整額を見直す(1/4程度の縮減を予定)。

(担当:初等中等教育局財務課)

1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2. 補助内容

(1) スクールバス等購入費

8億円 (6億円)

へき地学校、学校統廃合及び過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費

10億円 (10億円)

①学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助
(補助期間：5年間)

②激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中高等学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助 (補助期間：5年間)

(3) 離島高校生修学支援事業

2億円 (2億円)

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

(4) その他

2億円 (2億円)

寄宿舍居住費、高度へき地修学旅行費 (3～5級地)、学校間移動費、保健管理費

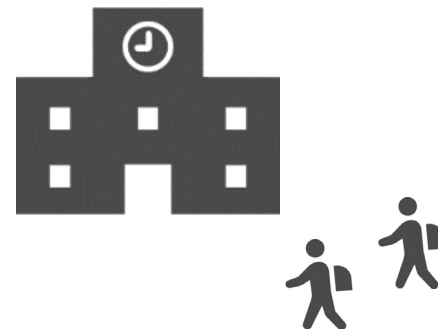
3. 実施主体

都道府県、市町村

4. 補助率

1 / 2

(高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2 / 3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1 / 3)



学校を核とした地域力強化プラン

令和8年度要求・要望額 8,373百万円
(前年度予算額 7,553百万円)



背景・課題

- ▶ 少子高齢化や人口減少社会の加速化、地域のつながりの希薄化等により、子供を取り巻く地域の教育力が衰退している。また、学校における働き方改革への対応、いじめ・不登校対策、放課後児童対策、児童虐待の増加等、学校や家庭が抱える課題も複雑化・困難化しており、学校・家庭・地域それぞれだけでは対応では限界が生じている。
- ▶ **学校のみならず、家庭や地域住民、地域産業界等が相互に連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支え、持続可能な地域コミュニティ・地域産業を実現する必要がある。**
- ▶ 自治体が、それぞれの課題やニーズに応じた効果的な取組を実施できるよう、**複数の事業を組み合わせた総合的な支援を実施する。**

事業内容

- 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築
- 地域の多様な関係者の参画による地域の特色を生かした教育活動の充実

学校と地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題等を解決できる環境の醸成

地域全体で子供たちの成長を支え、持続可能な地域コミュニティ、地域産業の実現

事業概要： 下記①～⑥のメニューを組み合わせる自治体の取組を総合的に支援する補助事業

補助率： 国 1/3、都道府県等 1/3、市区町村 1/3
(都道府県等が直接実施する場合、都道府県等 2/3)

対象(交付先)： 都道府県・政令市・中核市(以下「都道府県等」)

件数・単価： 各メニューによって補助対象となる件数・単価は異なる

1

地域と学校の連携・協働体制構築事業

7,679百万円(7,052百万円)

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組を支援。地域と学校の連携・協働による学校運営、地域住民が参画した学習支援・体験活動、働き方改革や地方創生(郷土教育・地域産業人材育成等)に資する取組など多様な活動を推進

2

地域における家庭教育支援基盤構築事業

83百万円(68百万円)

家庭教育支援チームの組織化による保護者への学習機会や情報の提供に加え、個別の支援が必要な家庭に寄り添った相談対応の実施や、それに対応するためのチーム員等に対する研修の強化について支援。

3

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

341百万円(240百万円)

スクールガード・リーダーやスクールガード(学校安全ボランティア)等の活用に加え、スクールガードや学校の安全点検等に参画するボランティア等の養成・資質向上の促進により、学校や通学路における子供の安全確保をより一層強化。

4

地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業

9百万円(9百万円)

就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する自治体の取組を支援。

5

健全育成のための体験活動推進事業

177百万円(99百万円)

自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験など宿泊を伴う様々な体験活動を通じて、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を促進。

6

地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

8百万円(8百万円)

キャリアプランニングスーパーバイザーを都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育を推進し、地元就職し地域を担う人材を育成。

部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度要求・要望額 44億円＋事項要求
(前年度予算額 37億円)



理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
 - ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
 - ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和7年5月）を踏まえ、**令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進**

I. 部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業 21億円＋事項要求（16億円）

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、**地方公共団体への伴走支援などを実施。**

（1）部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

**① 地域クラブ活動の活動費等の支援**
指導者謝金
事務局人件費等

**② 経済的困窮世帯の生徒への支援**
(参加費・保険料)

**③ 推進体制の整備等**
(コーディネーターの配置
人材バンクの設置・運用等)

補助金

（2）地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

委託費、JSC運営費交付金

- ① 地方公共団体等を対象とした**相談・サポート窓口の設置**や**アドバイザーの派遣**などによる**伴走支援**
- ② 地方公共団体の**取組状況のフォローアップ**、**課題への対応策の創出**（※）、**好事例の横展開**
- ③ 子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等のための、**指導・リスクマネジメントの手引き**の作成や、**動画ポータルサイトの運営**
※平日を中心とした指導者確保・アスリート人材の活用に向けたモデル事業（小学校専科教員（体育）や民間企業に所属するアスリート人材による部活動・地域クラブ活動の指導）

II. 中学校における部活動指導員の配置支援 20億円（18億円）

各学校や拠点校に**部活動指導員**を配置し、指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。

【17,680人（運動部：13,620人、文化部：4,060人）】 ※補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

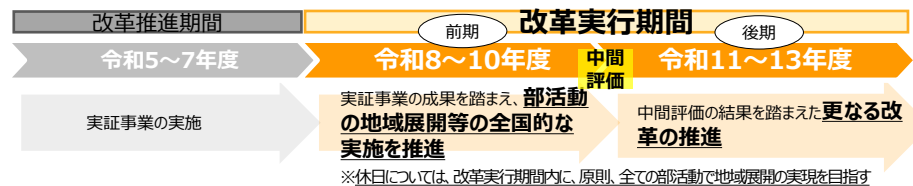
補助金

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円（3億円）

I 及び II の施策を支える新たなスポーツ環境の構築等のため、以下の取組を実施。

- ・公立中学校の**施設の整備・改修**を支援(用具保管の倉庫、スマートロッグ設置に伴う扉の改修等)
- ・**指導者養成**のための講習会や**暴力等の根絶**に向けた啓発活動の実施
- ・**大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組み**を構築等

補助金



根拠法令

- **スポーツ基本法（令和7年改正）（抜粋）**
第十七条の二 地方公共団体は、（略）中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。
- **公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年改正）（抜粋）**
附則第三条 政府は、（略）次に掲げる措置を講ずるものとする。
六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金等)

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

5,060,000千円
3,208,456千円)



事業開始年度

平成23年度～

▶ 自治体が整備する体育・スポーツ施設に対して学校施設環境改善交付金を交付することにより、以下を推進する。

- 地域のスポーツ環境の充実
- 2050年カーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に寄与する環境整備
- 災害時には避難所として活用されるための環境整備（耐震化及び空調設備の整備等）

スポーツをする場の確保



- 学校のプール、武道場の新改築等
- 地域の拠点となる運動場、体育館、プール、武道場等の新改築等

※改築：既存の施設を全部取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

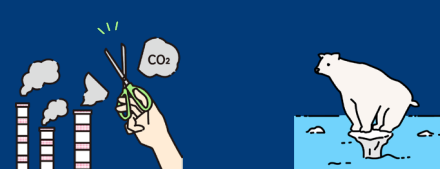
国土強靱化の推進



避難場所の活用

- 地域のスポーツ施設の耐震化（構造体・非構造体）
- スポーツ施設の空調整備

脱炭素社会の推進



- 地域のスポーツ施設に再生可能エネルギーを整備
- CO2排出減に寄与する整備を支援

補助対象

地方公共団体

算定割合

1/3 補助

※空調新設、災害対応の浄水プール、公共施設（公立図書館等）を相手方とする、社会体育施設の複合化・集約化等は1/2

R8制度改正

- 社会体育施設の空調整備（新設）について、補助率引上げ措置の期間延長【5年間延長（R8～R12）】
- 屋内学校プールの新改築事業について、補助率を1/2に引上げ

事業開始年度

令和5年度～

▶ 地域スポーツクラブ活動に必要な用具の保管のための用具庫等、運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に資する施設について、整備・改修（51億円の内6,000万円）を支援する。

補助対象

地方公共団体

補助対象となる学校種

公立中学校

算定割合

1/3 補助

効果

- ✓ 災害に強く、災害時にも快適に過ごせるスポーツ施設を整備することで、災害に強いまちづくりに繋がる。
- ✓ 環境にやさしい地域のスポーツ施設を増やし、脱炭素社会の実現に貢献する。
- ✓ 地域スポーツクラブ活動に必要な整備・改修を支援することで、地域のスポーツ環境整備を促進する。

担当：スポーツ庁参事官（地域振興担当） 付